(10) 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等が利用できる他の医療費助成制度について

自立支援医療制度の概要

- 自立支援医療の患者負担については、対象者の所得に応じて1月当たりの負担上限額 が設定されている(ただし、月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)。
- 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成 医療の中間所得層については、負担上限額の更なる軽減を実施している。

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要: 障害者(児)が自立した日常生活は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診

療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】 市町村 【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】 国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4

【精神通院医療】 国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】 262,049件 【育成医療】 26,012件 【精神通院医療】 2,019,377件 ※平成29年度

対 象 者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待でき

る者(18歳以上)

育成医療: 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表

に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体 不自由 \cdots 関節拘縮 \rightarrow 人工関節置換術 言語障害 \cdots 口蓋裂 \rightarrow 形成術 視 覚 障 害 \cdots 白内障 \rightarrow 水晶体摘出術 免疫機能障害 \cdots 抗HIV療法

聴 覚 障 害・・・・高度難聴 → 人丁内耳埋込術

内 臓 障 害・・・・心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

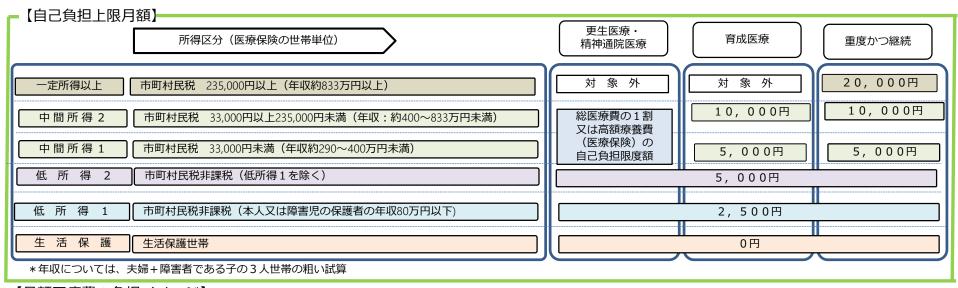
<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療) 精神科専門療法 訪問看護

118

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- 自立支援医療の自己負担については、対象者の所得に応じて1月当たりの負担上限額 が設定されている。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成 医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施している。



【月額医療費の負担イメージ】

* 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

「重度かつ継続」の範囲

○疾病、症状等から対象となる者

[更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者 [精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置

育成医療の中間所得1、2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和3年3月31日までの経過的特例措置

11C

未熟児養育医療給付事業

- 小児慢性疾病児童等が利用できる他の医療費助成制度として、未熟児養育医療給付事業がある。同事業では、未熟児(※)に対して、医療保険の自己負担分を補助している。
- ※ 身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1歳未満)であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの。

事業の概要

○ 目的

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。

○ 対象者

次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児

- ・ 出生時の体重が 2,000 g以下のもの
- 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの
- 給付の範囲
- 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の医療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送
- 補助根拠

母子保健法第20条、第21条の3

○ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定

○ 実施主体

市区町村

(補助率

1/2 (負担割合:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)

○ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

○ 予算額

令和元年度予算 3,629百万円

乳幼児等医療費助成制度について

- 各市町村は、それぞれ、対象年齢や所得制限などを設定し、医療保険制度における子どもの自己負 担額(3割、ただし小学校入学前までは2割)分について、医療費助成を実施している(地方単独事 業)。都道府県は、域内の市町村に対し、一部補助を行っている。
- なお、多くの市町村が都道府県の対象年齢等の要件を拡大して医療費を助成している。

都道府県における実施状況

1. 対象年齢

(単位:都道府県)

対象年齢	通院	入院
4歳未満	3	1
5 歳未満	1	0
就学前	2 5	2 0
9歳年度末	3	1
1 2 歳年度末	4	6
15歳年度末	8	1 6
18歳年度末	2	2
その他 (※)	1	1

(N=47)

2. 所得制限

- 所得制限なし
- 17県(36.2%)
- 所得制限あり
- 29県(61.7%)
- その他(※)
- 1県(2.1%)

3. 一部自己負担

- 自己負担なし 9県(19,2%)
- 自己負担あり
- 37県(78.7%)
- その他(※)
- (※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規 定なし





市町村における実施状況

1. 対象年齢

(単位:市町村)

対象年齢	通院	入院
就学前	111	1 2
9歳年度末	1 0	2
10歳年度末	1	0
1 2 歳年度末	118	8 1
1 3 歳年度末	1	0
1 5 歳年度末	1,022	1, 131
18歳年度末	474	5 1 1
2 0 歳年度末	3	3
2 2 歳年度末	1	1

(N=1,741)

2. 所得制限

- 所得制限なし
- 1,463市町村(84.0%)
- 所得制限あり
- 278市町村(16.0%)

3. 一部自己負担

- 自己負担なし
- 1,069市町村(61.4%)
- 自己負担あり
- 672市町村(38.6%)